

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月26日 11時00分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市松帆 ^{まつほ} 埼西方の浅所 江埼灯台から真方位068°570m付近 (概位 北緯34°36.5′ 東経134°59.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{みどり} 翠は、西南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 翠、4.0トン
船舶番号、船舶所有者等	270-48489兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場に移動する目的で、操縦席に腰を掛けて手動操舵により、西南西進した。 船長は、床に落ちた携帯電話を拾おうとして、周囲に他船を見掛けなかったので少しの時間であれば航行に支障はないと思い、操縦席の下方に視線を向け、 ^{かが} 屈んだ姿勢で携帯電話を探していたところ、衝撃を感じ、周囲を見て、本船が松帆埼西方の浅所に乗り揚げたことに気付いた。
分析	本船は、西南西進中、船長が、操縦席から降りた際、周囲に他船を見掛けず、少しの時間であれば航行に支障はないと思い、操縦席の下方に視線を向け、屈んだ姿勢で携帯電話を探していたことから、松帆埼西方の浅所に向かって航行していることに気付かず、同埼西方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が西南西進中、船長が、操縦席の下方に視線を向け、屈んだ姿勢で携帯電話を探していたため、松帆埼西方の浅所に向かって航行していることに気付かず、同埼西方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、浅所のある付近沿岸を航行中、落とした物を探すため屈むときは安全な場所に一旦停船すること。